

『グローバルデータ保護法対応Q&A100』

お詫びと訂正

本書におきまして、以下のように誤りがございました。読者の皆様にはお詫び申し上げますとともに、次のとおり訂正いたします。

中央経済社

該当箇所	誤	正
154 頁(8)(A) 上から 4～6 行目	日本は上記のホワイト国に含まれる見込みであるが、現時点では、ホワイト国の指定は未発効である（なお、PDPA の改正提案では、ブラックリスト方式に変更される見込みであり、今後の動向に注視が必要である）。	<u>日本は、元々、上記の大臣が指定したホワイト国に含まれる見込みであったが、ホワイト国の指定は未発効のまま、PDPA の改正が行われることとなった(PDPA の改正提案によれば、大臣がホワイト国を指定するという方式自体が廃止され、PDPA と実質的に類似する法律が施行されている国・地域または個人情報の処理に関して少なくとも PDPA で定める保護レベルと同等の適切な保護レベルを確保する国・地域への移転が認められることになる)。</u>
P285 頁(4) 上から 6 行目	においても、センシティブデータに関する定めが置かれている。	<u>削除</u>
P306 頁 下から 4～5 行目	……ブラックリスト方式に変更……	…… <u>ホワイト国を大臣が指定する方式は廃止</u> ……
P350 頁 脚注 6 の 1 行目	ガイドライン（外国語第三者提供編）は、……	ガイドライン（ <u>外国第三者提供編</u> ）は、……
P380 頁 上から 5～6 行目	……韓国は原則として 5 日以内、ベトナムは電子商取引に関する Decree におい	…… <u>韓国・ベトナムには、原則 72 時間以内の</u> ……

	て, 24 時間以内の……	
--	---------------	--